

#### 社会福祉士養成実習施設実習指導者特別研修

実施主体：社団法人 日本社会福祉士会

全国社会福祉協議会中央福祉学院

対象者：社会福祉士実習施設の実習指導者になろうとする者

研修時間：14時間

研修人員：1回当たり40人（1ブロック6回開催）

実施場所：全国8ブロック、中央福祉学院

福祉・介護サービス分野において、専門性の高い人材を育成するためにも、社会福祉施設等における実習の受入体制の整備は不可欠なものである。

各都道府県におかれても、実習指導者研修について社会福祉施設等に対する周知を行っていただくだけでなく、管下の実習対象施設（福祉事務所、児童相談所、地域包括支援センター等）から積極的な職員の参加をお願いしたい。

なお、平成20年度の研修の詳細については、後日、研修要綱を発送する予定である。

#### オ 介護福祉士等修学資金貸付事業

介護福祉士等修学資金貸付事業については、介護福祉士又は社会福祉士の資格の取得を目指す学生に対し、修学資金を貸し付けを行うため、平成17年度から「セーフティネット支援対策等補助金」のメニュー事業に統合して実施しているところであるが、今後とも質の高い介護福祉士及び社会福祉士をより多く養成確保する必要があることから、事業の適正実施に努められたい。

#### (5) 当面のスケジュール

社会福祉士及び介護福祉士養成課程における新たな教育カリキュラム、教員要件、実習施設の範囲の拡大、実習の実施方法、実習指導者の要件等については、その見直し案を厚生労働省ホームページに掲載し、昨年12月17日から本年1月10日までの間、パブリックコメントを実施したところである。今後、その結果を踏まえ、所要の手続きを経て、平成19年度内に省令等を改正し、平成21年4月より施行することとしている。

### 3 経済連携協定に係る外国人介護福祉士の受入れについて

#### (1) 基本的な考え方

経済連携協定（EPA）による外国人の介護労働者の受入れについては、諸外国との経済連携協定交渉を進めていく過程で、交渉相手国から介護労働者の送り出しの要望があった場合に、経済連携協定の締結促進の観点から、交渉相手国に限定した上で、我が国の介護福祉士の資格取得や受入れ人数枠の設定、一元的な送り出し・受入れのスキームの設定など、一定の要件の下に受入れについて検討してきたところである。

#### (2) 日比経済連携協定及び日尼経済連携協定について

##### ア 介護福祉士候補者等受入れの現状

現在のところ、経済連携協定に基づき看護師・介護福祉士候補者等を受け入れることが決定しているのは、フィリピンとインドネシアであるが、いずれの国についても、3月3日現在では協定が発効していないため、受入れ開始時期は決定していない。具体的には、

(ア) フィリピンとの経済連携協定については、平成18年9月9日に両国首脳間で署名が行われ、同年12月6日に国会において承認が得られた。今後フィリピンの上院において承認された後に協定が発効し、介護福祉士等の受入れが開始される予定であるが、3月3日時点でまだフィリピンの上院での承認は得られていない。(参考資料19)

(イ) インドネシアとの経済連携協定については、昨年8月20日に両国首脳間で署名が行われ、昨年12月11日に我が国の国会に提出されたところである。今後、国会の承認を経て、協定が発効した後に介護福祉士等の受入れが開始される予定である（なお、インドネシアにおいては、協定の議会承認は不要である）。(参考資料20)

##### イ 受入れスキームの概要（介護福祉士関連のみ）

協定の実施に伴い、同協定に基づく介護福祉士候補者等の受入れの円滑かつ適正

な実施を図るため、受入れ施設の要件、研修の要件、雇用契約の要件等、その実施に関する指針を定めることとしており、日フィリピン経済連携協定に基づく受入れについては、平成18年12月28日から平成19年1月31日までの間、当該指針案をパブリック・コメントに付したところである。なお、日インドネシア経済連携協定に基づく受入れについても、協定が国会で承認された後に、フィリピンとほぼ同様の指針を定める予定である。

(注) なお、日インドネシア経済連携協定については、日フィリピン経済連携協定とは異なり、介護福祉士養成施設コースが設けられていない。

指針の公布は、協定発効の環境が整い、受入れ施設の要件、研修の要件、雇用契約の要件などをフィリピン及びインドネシア政府に通知した後に行う予定である。

#### (ア) 介護福祉士の国家資格取得を目的とした就労等（実務経験コース）

日フィリピン経済連携協定及び日インドネシア経済連携協定においては、介護福祉士候補者の要件及び入国後に従事する活動について、以下の通り規定されている。

○ 実務経験コースで入国する介護福祉士候補者の要件は、以下の通りである。

##### i) フィリピン

① フィリピンの4年制大学の卒業生でフィリピン政府の介護士の資格を有する者、又は

② フィリピンの看護学校の卒業生

##### ii) インドネシア

① インドネシアの大学又は高等教育機関の修了証書Ⅲ（高等学校卒業後3年間の教育課程を修了した者）以上の取得者で、6ヶ月程度の介護の研修を修了し介護士としてインドネシア政府から認定された者<sup>(注)</sup>、又は

② インドネシアの看護学校の修了証書Ⅲ取得者又は大学の看護学部卒業生

(注) インドネシアにおける介護の研修については、介護に必要な技能を有する介護士として必要な技能を取得するためのカリキュラムを、インドネシア政府が日本政府と協議しながら検討することとなっている。

○ 実務経験コースの介護福祉士候補者は、入国後6ヶ月間の日本語の研修及び介護に関する研修（介護導入研修）を受けることとしている。その後、介護施設において介護福祉士の資格を取得するために必要な知識及び技術を修

得することとしている。

入国に当たっては、受入れ調整機関となる予定である社団法人国際厚生事業団（J I C W E L S）が紹介した受入れ先との雇用契約があることが要件であり、その際日本人と同等以上の報酬とすることとされている。滞在期間は1年間とし、3回まで更新できることとしているところである。

受入れ施設の要件、研修の要件、雇用契約の要件については、日フィリピン経済連携協定に基づく受入れの実施に関する指針案では、以下の通りとしているところである。

- 就労する施設は、定員30名以上の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の介護施設であって、以下の要件を満たすものであることとしている。
  - ① 介護福祉士養成施設における実習施設に準ずる体制が整備されていること。
  - ② 介護職員の員数（就労する介護福祉士候補者を除く）が配置基準を満たすこと。すなわち、フィリピン人介護福祉士候補者は、介護保険法等に基づく配置基準には算定されず、介護報酬の請求においても人員要件には含まれない。
  - ③ 常勤の介護職員の4割以上が介護福祉士の資格を有すること。
  - ④ 過去3年間に、フィリピン人介護福祉士候補者等の受入れに関して、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがない医療法人、社会福祉法人等の受入れ機関が設立していること。
- 各介護施設において実施する研修の要件は、以下のとおりである。
  - ① 介護福祉士国家試験の受験に配慮した介護研修計画が作成されていること。
  - ② 研修責任者及び研修支援者の配置等必要な体制が整備されていること。
  - ③ 日本語の継続的な学習、日本の生活習慣習得等の機会を設けること。
- 受入れの仕組みにおいては、J I C W E L S が、定期的に受入れ施設から報告を徴収するとともに、年に1回、受入れ施設に対し巡回指導を行い、施設要件及び研修の要件を満たしていることを確認することとしている。

(イ) 介護福祉士の国家資格取得を目的とした就学等（養成施設コース）

- 日フィリピン経済連携協定において、養成施設コースで入国するフィリピ

ン人介護福祉士候補者の要件は、4年制大学の卒業生であることとされている。介護福祉士候補者は入国後6ヶ月間の日本語研修の後、介護福祉士養成施設における必要な知識及び技術の修得をすることとしている。

入国に当たっては、J I C W E L S が紹介した受入れ先の入学の許可があることが要件である。滞在期間は1年間であり、養成課程の修了に必要な期間まで更新できる。

○ 就学する養成施設の条件は、日フィリピン経済連携協定に基づく受入れの実施に関する指針案においては、以下の要件を満たすこととしている。

- ① 養成課程は、昼間課程であること。
- ② 就学する介護福祉士候補者の各学年の員数は、学年総定員の10分の1までであること。
- ③ 日本介護福祉士養成施設協会の卒業時共通試験を実施すること。
- ④ 過去3年間に、虚偽の学生募集、不正な入学許可その他の不正の行為をしたことがない学校法人、社会福祉法人等の受入れ機関が設立していること。

#### (ウ) 国家資格取得後の就労

国家資格取得後のフィリピン人及びインドネシア人介護福祉士は、日本人と同等以上の報酬を条件とする受入れ先との雇用契約に基づき、介護福祉士としてのサービス提供に従事し、滞在期間は3年間を上限とし、その後更新することができる。なお、再入国の許可なしに出国後に再入国する等の場合は、J I C W E L S が紹介した受入れ先との雇用契約が必要である。

また、就労する施設は、日フィリピン経済連携協定に基づく受入れの実施に関する指針案においては、以下の要件を満たすこととしている。

- 利用者の居宅においてサービスを提供する業務に従事させないこと。
- 過去3年間に、フィリピン人介護福祉士等の受入れにおいて、虚偽の求人申請、二重契約等の不正行為をしたことがない医療法人、社会福祉法人等の受入れ機関が設立していること。

#### (エ) 受入れ調整機関（社団法人国際厚生事業団（J I C W E L S））によるあっせん等

フィリピン人及びインドネシア人介護福祉士候補者等の円滑かつ適正な受入れを実施するため、J I C W E L Sは以下の事業を実施する予定である。

また、厚生労働大臣は、J I C W E L Sに対し、フィリピン人及びインドネシア人介護福祉士候補者等への研修の実施状況その他の必要な事項に関する報告徴収、指導監督等を行うこととしている。

- 受入れ希望施設の募集及びフィリピン人・インドネシア人介護福祉士候補者等のあっせん
- 受入れ施設からの報告の受理
- 介護導入研修等の実施
- フィリピン人及びインドネシア人介護福祉士等の入帰国及び滞在に係る支援
- フィリピン人及びインドネシア人介護福祉士等からの相談等に対する対応
- 受入れ施設に対する相談支援

#### ウ 経済連携協定による介護福祉士候補者等の受入れに係る留意事項

社会・援護局関係主管課におかれては、本受入れの主旨・内容等についてご理解いただくとともに、以下の点については特にご留意いただき、不明な点や、本受入れ枠組み上不適切と思料される事例等については、本省まで照会又は情報提供いただきたい。

(ア) 本受入れスキームは、政府間の協定に基づく公的な枠組みの下での受入れであり、円滑かつ適正な受入れを実施するため、送り出し機関をフィリピン海外雇用庁（POEA）及びインドネシア海外労働者派遣・保護庁（NB P P I W）とするとともに、受入れ調整機関を社団法人国際厚生事業団（J I C W E L S）とする予定であり、これ以外の職業紹介事業者や労働派遣事業者にはフィリピン人及びインドネシア人のあっせんを依頼することはできない。

(イ) 介護福祉士資格を取得する前のフィリピン人及びインドネシア人介護福祉士候補者については、受入れ施設で就労しながら介護福祉士資格の取得に向けた研修を行うという位置付けであるため、配置基準上の介護職員には含まないこととしている。

一方、介護福祉士資格取得後のフィリピン人及びインドネシア人介護福祉士については、配置基準上の介護職員に含めることができることとする方針である。

その他、介護施設で就労するフィリピン人及びインドネシア人に関して不明な点や疑義等が生じた場合は、本省（社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室）まで照会いただきたい。

※ なお、経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者等の受入れ体制全般に係る事項については職業安定局経済連携協定受入対策室が、病院で受け入れる看護師候補者等に関連する事項は、医政局看護課が主として所管している。

(ウ) 実務経験コースにより入国するフィリピン人及びインドネシア人介護福祉士候補者は、受入れ施設で就労しながら国家試験の合格を目指した研修を行うが、受入れ施設との雇用契約では、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等以上の報酬を支払う必要があるほか、日本の労働関係法令や社会・労働保険が適用される。

(エ) 入国したフィリピン人及びインドネシア人介護福祉士候補者の在留資格は、現在のところ、「特定活動」の在留資格を付与することについて、法務省において検討中である。

### (3) その他の国との経済連携協定

タイとの経済連携協定については、昨年11月1日に協定が発効したところである。介護福祉士の受入れについては、協定上、「介護福祉士の受入れの可能性について、協定発効後可能な場合1年以内、遅くとも2年以内に結論に達することを目的に交渉を開始する」旨が盛り込まれているところであり、介護福祉士候補者の受入れの可否については、継続協議となっているところである。

## 4 社会福祉法人の経営について

### (1) 社会福祉法人経営研究会報告書について

法人を取り巻く環境が大きく変化し、新たな時代に対応した経営の実践が強く求められるようになり、平成18年8月、厚生労働省社会・援護局と社会福祉法人の経営者、学識者などで構成される社会福祉法人経営研究会が、報告書「社会福祉法人経営の現状と課題—新たな時代における福祉経営の確立に向けての基礎作業—」をまとめた。

本報告書において、法人は、従来の「規制」と「助成」に規定されるのではなく、中長期的な視野に立って、「自立・自律」と「責任」に基づき、「施設管理」から「法人単位の経営」へと新たな時代に対応した福祉経営の確立に向けて取り組むことが必要であるとされたところである。

### (2) 合併・事業譲渡、法人間連携の推進について

これまで、法人は補助金による財政支出や税制優遇に支えられてきた経緯から、零細規模の法人が多く存在し、零細規模に起因する非効率な運営が見受けられるなど、効率性や透明性を確保しようとする環境や生産性向上への動機付けが働きにくいといった指摘もある。

法人が、新たな時代の環境変化に対応して、経営を効率化し、安定化させるためには、法人全体で採算をとることが不可欠であり、複数の施設・事業を運営し、多角的な経営を行える「規模の拡大」を目指すことが有効な方策であるとされている。

その取組みの一つの方策として「合併・事業譲渡、法人間連携の推進」が考えられ、

① 合併・事業譲渡については、他の法人から即戦力の経営資源を譲り受けることで、規模の拡大を図り、規模のメリットを生かした効率的な事業運営や迅速な事業展開が可能となる。

② 法人間連携については、複数の法人が連携やネットワーク化を図り、相互にノウハウを共有して、協同して事業を実施することで、コストの抑制やサービスの質の向上が可能となる。

などの規模のメリットを生かした効率的・効果的な取組みが期待されている。

このため、法人間で自主的な取組みを積極的に実施して、効果を上げている事例



や合併・事業譲渡の手順をまとめた「社会福祉法人における合併・事業譲渡・法人間連携の手引き（案）」を作成したので、都道府県等におかれては、管下の社会福祉法人に対して本手引書の活用について周知願いたい。（別冊資料）

また、都道府県等は、合併・事業譲渡、法人間連携を実施しようとする法人が、スムーズに事務処理等を行えるよう適切な助言・指導に努めるとともに、合併・事業譲渡等の実践マニュアルを作成する等、積極的な取組みをお願いする。

なお、地域ニーズに柔軟に対応する小規模法人という選択肢を否定するものではなく、法人間の連携やネットワーク化を進めるなど、規模のメリットを出していくことも必要であるので、必要な助言・指導に努められたい。

### （3）合併・事業譲渡、法人間連携の取組み事例の情報提供依頼について

合併・事業譲渡、法人間連携は、これまでほとんど取り組まれていなかった分野であり、具体的な事例に乏しいものの、法人の創意工夫ある様々な取組みにより効率的・効果的な運営を行っている法人も認められている。

このため、合併・事業譲渡、法人間連携の具体的な取組み事例を収集し、それらを他の法人に紹介し、更なる取組みが推進されるよう、取組み事例を取りまとめた事例集の配布を今後実施したいと考えているところである。

については、都道府県等において、法人の取組み事例の情報提供について別途協力依頼したいと考えているので、その実態把握に努めていただきたい。

### （4）社会福祉法人経営支援事業（新規）について

合併・事業譲渡、法人間連携は、法人の自主的な取組みを基本とするが、新たな法人経営の確立に向けて取り組もうとする法人を支援することが不可欠であり、その体制整備が重要である。

このため、効率的な経営等が必要な法人に対して、合併・事業譲渡、法人間連携などの有効な支援方策を専門的な立場から検討する「社会福祉法人経営支援協議会」を都道府県に設置し、適切なアドバイス等を行う「社会福祉法人経営支援事業」（試行的事業）を平成20年度予算（案）において創設することとしているので、その積極的な活用をお願いする。

## 社会福祉法人経営支援事業実施要領（案）

### 1 目的

社会福祉法人（以下「法人」という。）が多角的な経営や規模の拡大等を通じて、経営の効率的・安定的な運営が行えるよう適切な助言・指導を行い、法人経営の健全化を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

実施主体は、都道府県とする。

ただし、都道府県が適当と認める団体に事業の全部又は一部を委託することができる。

### 3 事業内容

実施主体は、本事業を実施するため「社会福祉法人経営支援協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、以下の業務を実施する。

- (1) 効率的・安定的経営を必要とする法人に対して、多角的経営や規模の拡大等が行えるよう合併・事業譲渡、事業転換又は法人間連携などの具体的な支援方策を検討し、適切な助言・指導を行うこと。
- (2) 定期的又は継続的に必要な助言・指導を必要とする法人に対して、経営コンサルタントの斡旋を行うこと。
- (3) 「合併・事業譲渡、法人間連携に関するガイドライン（仮称）」に基づき、合併・事業譲渡等の実践マニュアルを作成すること。
- (4) 法人の役職員（理事、監事等）に対して、スキルアップのための研修を行うこと。

### 4 補助率

1/2（セーフティネット支援対策等事業費補助金）

### 5 実施上の留意事項

- (1) 本事業は、都道府県、指定都市、中核市も含めて広域的に取り組むことが

望ましい。

(2) 協議会は、専門的な知識経験を有する者又は社会福祉事業について学識経験を有する者等で構成すること。構成員の選任は、都道府県の実情に応じ適宜選定されるべきものであるが、例示を示せば以下のとおりである。

(例) 公認会計士、司法書士、弁護士、中小企業診断士、社会保険労務士、社会福祉事業・法人経営について学識経験を有する者、行政職員等

(3) 経営コンサルタント料については、法人の自己負担とし、協議会は斡旋のみを行うこと。

(4) スキルアップ研修は、法人経営の実情等を踏まえ、協議会において研修内容を検討し実施すること。

#### (5) 福祉医療機構による法人経営診断について

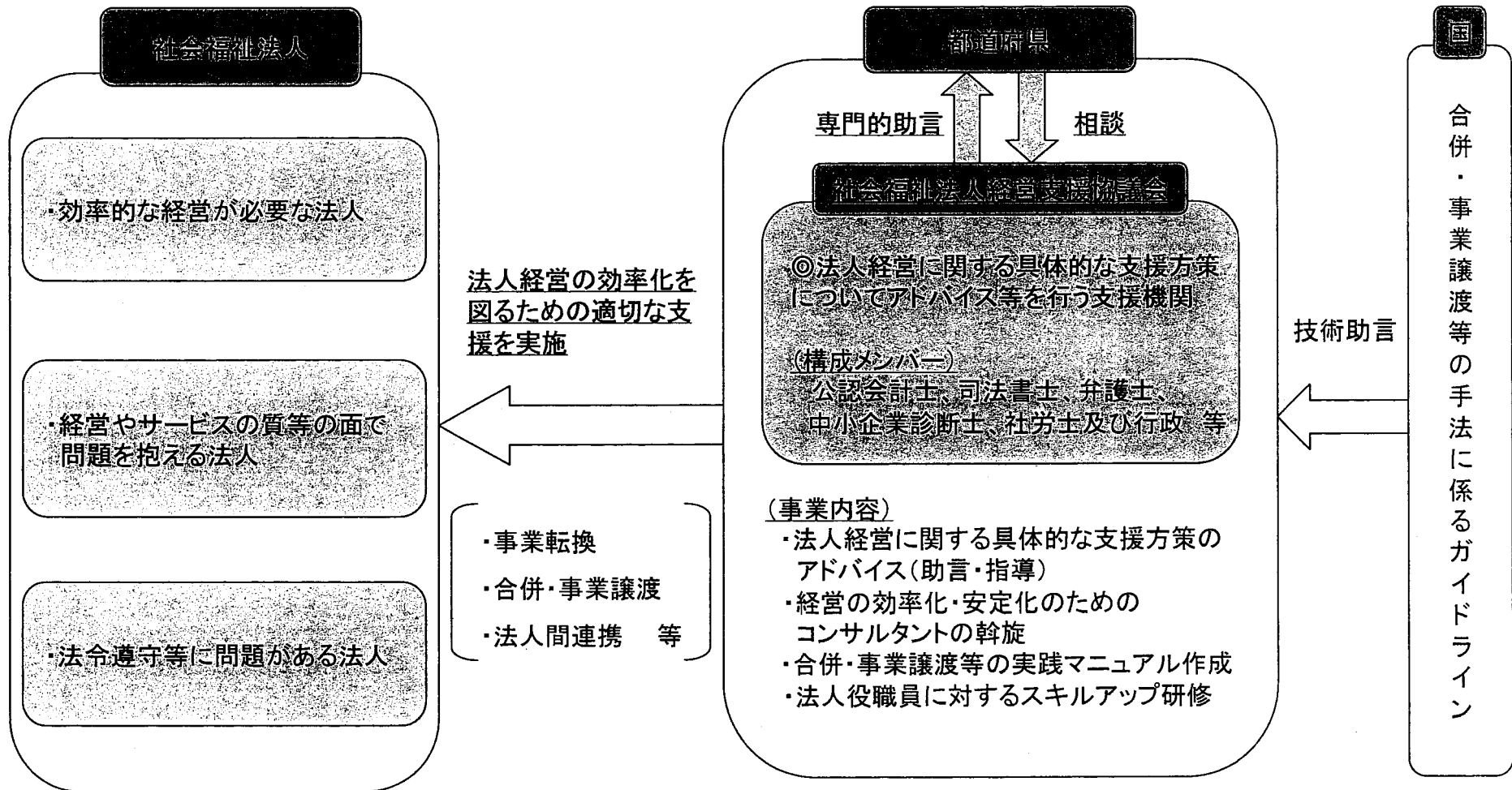
法人経営を健全な形で運営していくためには、どのような経営状況にあるかを把握し、問題があればその原因を探り、早期に是正措置を図ることが必要である。このため、法人は自らの経営の体力を把握し、効果的な事業運営を行う必要があるが、経営判断の甘さから、経営診断を必要とする法人も少なからず存在している。

福祉医療機構では、施設の決算状況から、施設の機能性、費用の適正性、安定性などの基準となるベンチマークとの比較による経営診断を行い、側面から施設を支援する事業を実施している。問題のある施設のみならず、現状は問題ないと思われる施設であっても、第三者の視点から見たときに新たな問題点が発見される場合も考えられ、定期的かつ継続的な経営診断事業の活用により、施設の経営改善につなげていくことも有効な手段である。

については、管下の社会福祉法人に対して、施設の健全経営の確保の観点から経営分析を行うなど、自らの経営体力の把握に努めるよう適切な指導・助言をお願いするとともに福祉医療機構の経営診断事業の積極的な活用について指導方をお願いする。

なお、福祉医療機構の経営診断は、現在、施設を単位とした経営診断であり、今後、法人を単位に経営診断ができるようにすることや定量的な経営診断指標の作成に着手し、計画的な整備を推進することとしているのでご承知おき願いたい。

# 社会福祉法人経営支援事業イメージ図



## 5 福祉貸付事業について

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、国の福祉政策及び医療政策と密接に連携しつつ、貸付その他の公共性の高い多様な事業を公正かつ総合的に実施することにより、わが国の福祉の増進並びに医療の普及及び向上に貢献することが期待されている。各都道府県におかれては、機構の業務運営について、引き続きご協力をお願いしたい。

### (1) 平成20年度貸付事業の基本的な考え方

機構の貸付を取り巻く環境は、財政投融资改革の推進等により厳しさを増してきているが、このような状況の中で独立行政法人としての使命を果たすため、政策上必要な施設整備のための貸付原資の確保を図るとともに、医療制度改革に伴う療養病床の転換や「成長力底上げ戦略」に基づく障害者の就労支援事業の推進に係る融資条件の緩和等を行うこととしている。

貸付対象事業は原則として国等の補助事業として採択されたものとするが、施設の安定的かつ持続的な運営上必要となる事業、福祉・医療政策上必要となる事業については、原則にかかわらず貸付対象とすることとしている。

### (2) 平成20年度福祉貸付の事業枠

資金交付額 3,338億円（うち福祉貸付 1,637億円）

### (3) 福祉貸付事業の見直し

- ア 療養病床の介護老人保健施設、ケアハウス等への転換に係る融資条件の緩和
- ・融 資 率：70%及び75%の融資率を90%へ引き上げ
  - ・貸付金利：財政融資資金借入金利と同率

(参考) 療養病床転換支援資金（仮称）の創設について【医療貸付】

過去に整備した療養病床に係る債務の円滑な償還のための「療養病床転換支援資金（仮称）」を創設する

i 償還期限

原則10年以内。ただし、特に必要と認められる場合は20年以内  
うち、据え置き1年以内

- |     |   |
|-----|---|
| ii  | 貸付金利<br>財政融資資金借入金利と同率                       |
| iii | 貸付限度額<br>原則4.8億円以内。ただし、特に必要と認められる場合は7.2億円以内 |

イ 障害者の就労支援事業の推進に係る融資条件の緩和

工賃水準の向上を図るために設備資金及び運転資金の借入を行う場合について、融資率を80%から90%に引き上げる。

なお、この貸付に限って、特定非営利活動法人を貸付けの相手方に加える。

ウ 融資率の見直し

障害者自立支援法における経過措置期間中の障害者関連施設について、同法における新体系施設への移行を伴わない施設整備を行う場合の融資率を80%から75%へ変更する。

ただし、アスベスト対策事業・耐震化事業・災害復旧事業に係るものは80%とし、障害者の就労支援事業の推進に係るものは90%とする。

エ 無利子貸付対象の見直し

- ① 老朽民間社会福祉施設整備における無利子貸付の対象から養護老人ホームを除外する。
- ② 既設社会福祉施設用地有効活用改築促進制度における高層化改築に係る無利子貸付の対象から、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームを除外する。

オ 継続事業

前記の見直しのほか、次の事項について、平成19年度に引き続き実施することとしている。

(ア) アスベスト対策事業に係る融資条件の緩和

平成17年度から実施しているアスベスト対策事業に係る融資条件の緩和措置（融資率の引き上げ、貸付金利の引き下げ）については、平成20年度も引き続

き実施することとする。

(イ) 耐震化に係る改築・修繕等事業及び災害復旧事業に係る融資条件の緩和

平成18年度から実施している耐震化に係る改築・修繕等の事業や災害復旧事業に係る融資条件の緩和措置(融資率の引き上げ)については、平成20年度も引き続き実施することとする。

(ウ) 障害者グループホーム等が行う消防用設備整備事業に係る貸付けの相手方の拡大

平成19年度から実施している消防法政省令の改正に伴うスプリンクラー等の消防用設備を設置する際の改修に係る事業に限り、貸付けの相手方に「特定非営利活動法人」を追加することについて、平成20年度も引き続き実施することとする。

(4) その他留意事項

ア 民間金融機関との協調融資

社会福祉法人が民間金融機関からの資金調達を円滑に行えるよう、機構と民間金融機関が連携して融資を行う協調融資の仕組みについて、平成17年度より介護関連施設に限定して導入していたところであるが、平成20年度からは福祉貸付全体に適用することとしている。(参考資料23)

イ 債務保証について

機構の社会福祉法人に対する融資に対して財団法人社会福祉振興・試験センターが行う債務保証制度では、債務保証引受限度額を原則5億円として行っているところである。しかしながら、近年、設備・設置に係る費用が従前と比べて増大していることもあり、引受限度額を超える融資事案が増大してきている。このため、引受限度額を超える融資を受ける場合であっても、5億円まで債務保証を行う「部分的債務保証」を実施することとしている。

このことについては、機構から別途通知することとしている。

## 6 社会福祉施設職員等退職手当共済制度について

### (1) 関連予算

平成20年度予算（案）における給付予定額

- ① 給付予定人員 79,558人
- ② 給付総額 265.3億円
- ③ 単位金額について

平成20年度単位金額については、平成20年度予算が成立次第、告示にてお知らせすることとしている。

### (2) 近年の財政状況

平成18年度の制度改正において、平成18年4月1日以降の介護関連施設の新規採用職員（以下「特定介護保険施設等職員」という。）について公的助成を廃止したことに伴い、支え手である現役加入者が当面抑制されることが見込まれたため、平成19年度に単位掛金額の引き上げを行ったところである。

平成19年度は、公的助成の対象加入者が減少したものの、特定介護保険施設等職員が見込みよりも増加するとともに、単位掛金額の引上げの影響により、掛金収入が増加したことから、制度全体の財政は均衡している状況にある。

平成20年度においても引き続き、特定介護保険施設等職員の新規採用による掛金収入の増加が見込まれるため、制度全体の財政は均衡する見込みであるが、平成21年度以降については、加入被共済職員数及び掛金収入の推移を検証し、必要に応じて、単位掛金額の見直しを検討していくこととしている。

### (3) 都道府県補助金

平成19年度において、補助金交付が遅れている県があることが要因となって、退職手当金の支給に遅れが生じているところである。

については、「平成19年度における社会福祉施設職員等退職手当共済法第19条の規定に基づく都道府県補助金について」（平成19年8月27日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）にて連絡しているとおおり、本制度の円滑な実施のため、平成19年度分に係る補助金未交付の県におかれては、速やかに交付するようお願いした